

薬食発0812第35号  
平成26年8月12日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

### 薬事法関係手数料令等の一部改正について

昨年11月27日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)に伴い、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」(平成26年政令第269号。以下「改正政令」という。)及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第87号。以下「改正省令」という。)が平成26年7月30日に公布され、平成26年11月25日から施行することとされたところです。

改正政令第2条において薬事法関係手数料令(平成17年政令第91号)の、改正省令第15条において薬事法関係手数料規則(平成12年厚生省令第63号)の一部改正が行われたところですが、これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、新旧の手数料の額については、別添を参照して下さい。

### 記

#### 第1 薬事法関係手数料令等の一部改正の基本的考え方

改正法により、医療機器及び体外診断用医薬品のQMS調査(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準への適合性調査をいう。以下同じ。)の見直しを行ったこと、医療機器等の製造業を登録制に改めたこと、再生医療等製品を新たに定義付けたこと等に伴い、医療機器、体外診断用医薬品



及び再生医療等製品に係る手数料について、所要の改正を行うとともに、題名の改正等の規定の整備を行うものであること。

なお、各手数料の額は、実際に審査等の業務に要する費用（申請一件に要する費用を積み上げたもの）を基に算定したものであること。また、当該費用のうち人件費及び物件費については、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の組織単価に所要時間に乗じて算出し、それ以外の費用は実費相当額としているものであること。ただし、審査業務に要する費用については、できる限り合理化に努めたものであること。

## 第2 薬事法関係手数料令及び薬事法関係手数料規則の一部改正関係

### I 国に納める手数料

#### 1 医薬品及び医薬部外品に係る手数料

##### (1) 防除用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料

ねずみ、はえ等の防除の目的のために使用される医薬品（殺虫剤等）の製造販売の承認の申請に係る手数料について、他の医薬品とは別に新たに区分を設けること。（改正政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成17年政令第91号）（以下「新手数料令」という。）第7条第1項第1号イ(11)から(13)まで及び第2号イ(24)関係）

##### (2) 医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る手数料

医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る手数料について、既承認医薬部外品とは有効成分や効能・効果等が異なる医薬部外品の区分を新たに設けるとともに、防除用医薬部外品について他の医薬部外品とは別に新たに区分を設けること。（新手数料令第7条第1項第1号ロ及び第2号ロ関係）

##### (3) その他

医薬品の承認前試験に係る手数料の金額について、試験に要する薬品等の価格の上昇に伴い、増額すること。（新手数料令第7条第4項関係）

#### 2 医療機器及び体外診断用医薬品に係る手数料

##### (1) 製造業の登録の更新の申請に係る手数料

外国から本邦に輸出される医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）について、医療機器等の製造業の登録の更新の申請に係る手数料を定めること。（新手数料令第11条関係）

なお、医療機器等の製造業の登録の新規申請については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）によること。

## (2) 医療機器の製造販売の承認の申請に係る手数料

「既承認医療機器」から、「承認時に使用成績評価の対象として指定された医療機器であって、調査期間を経過していないもの」を除くこと。(新手数料令第12条第1項第1号イ(1)関係)

また、承認申請の際に臨床試験の試験成績に関する資料が必要な医療機器について、厚生労働省令で定める資料（臨床試験の試験成績に関する資料に代替するものとして厚生労働大臣が認める資料）を添付して申請することも可能とし、臨床試験の試験成績に関する資料を添付して提出する場合と同額の手数料を納めなければならないこととすること。(新手数料令第12条第1項第1号イ(2)等、改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成12年厚生省令第63号）（以下「新手数料規則」という。）第3条関係)

## (3) 体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料

承認審査に係る基準が定められているか否か、当該申請の際に臨床性能試験の試験成績に関する資料を添付して申請する必要があるか否か等によって、体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料の区分を細分化すること。(新手数料令第12条第1項第1号ロ関係)

## (4) 医療機器等の一部変更の承認の申請に係る手数料

医療機器等の一部変更について、①製造所、有効期間又は販売名のみが変更される場合と、②それ以外の場合とで、一部変更の承認の申請に係る手数料の区分を分けるとともに、①の場合については、これらの審査に要する実費を踏まえ、手数料を減額すること。(新手数料令第12条第1項第2号、新手数料規則第5条関係)

## (5) 使用成績評価の申請に係る手数料

医療機器等の使用成績評価の申請に係る手数料の規定を新たに設けること。(新手数料令第14条)

## (6) その他

体外診断用医薬品の承認前試験に係る手数料の金額について、試験に要する薬品の価格の上昇に伴い、増額すること。(新手数料令第12条第4項関係)

# 3 再生医療等製品に係る手数料

改正法の施行に伴い、再生医療等製品に係る手数料の規定を新たに設けることとなるが、現在承認を受けている製品や今後承認申請が見込まれる製品の状況等を踏まえ、医療機器に係る手数料の金額をベースに設定すること。  
具体的には、以下の取扱いに留意すること。

#### (1) 製造販売の承認の申請に係る手数料

承認審査に必要な資料の内容等を踏まえ、これに必要な実費を考慮して、以下のとおり区分を設けること。(新手数料令第22条第1項第1号関係)

- ① ②及び③以外の再生医療等製品
- ② 条件及び期限付き承認を受けた再生医療等製品について、当該期限内に改めて承認申請をする場合における当該再生医療等製品
- ③ 既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と名称のみが異なる再生医療等製品

## II 機構に納める手数料

### 1 医薬品及び医薬部外品に係る手数料

#### (1) 防除用医薬品及び医薬部外品の承認審査等に係る手数料

Iの1(1)及び(2)の改正と合わせて、所要の改正を行うこと。(新手数料令第32条第1項第1号イ(12)から(14)まで及び第2号イ(11)、第32条第1項第1号ロ及び第2号ロ関係)

#### (2) 後発医療用医薬品等に係る手数料

後発医療用医薬品の新規承認申請及び後発医薬品等の一部変更（効能、効果等の変更であって、一定の基準に基づいて有効性及び安全性を確認することができないものを除く。）の承認審査及び承認審査時の書面調査について、これらに必要な実費を踏まえ、手数料の金額を増額すること。(新手数料令第32条第1項第1号イ(9)並びに第2号イ(7)及び(8)並びに第2項第1号リ及び第2号ト関係)

#### (3) 要指導医薬品及び一般用医薬品に係る手数料

要指導医薬品及び一般用医薬品の承認審査時の書面調査及びG C P調査（臨床試験の実施の基準に係る調査をいう。以下同じ。）について、調査の実態や調査に要する実費を踏まえ、これらの調査に係る手数料の区分を設定すること。(新手数料令第32条第2項第1号リ及び第2号ト並びに第4項第2号イ(5)及び(6)並びにロ(5)及び(6)関係)

#### (4) 承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。

再審査時の書面調査についても同様とすること。

(新手数料令第32条第3項及び第11項関係)

#### (5) 一部変更承認審査時のGCP調査に係る手数料

医薬品の一部変更承認審査時のGCP調査について、調査の実態や調査に要する実費を踏まえ、これに係る手数料の区分を設定すること。(新手数料令第32条第4項第2号口関係)

#### (6) 承認審査時のGMP調査に係る手数料

滅菌医薬品等の承認審査時のGMP調査(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性の調査をいう。)について、調査に要する実費を踏まえ、手数料の金額を増額すること。(新手数料令第32条第5項関係)

### 2 医療機器及び体外診断用医薬品に係る手数料

#### (1) 承認審査等に係る手数料

新医療機器について、審査体制の強化の観点から、承認審査に係る手数料を増額すること。また、調査に要する実費を考慮して、書面調査に係る手数料の金額を増額すること。(新手数料令第33条第1項第1号イ(1)及び(3)並びに第2項第1号イ関係)

#### (2) 承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。使用成績評価時の書面調査についても同様とすること。(新手数料令第33条第3項及び第14項関係)

#### (3) QMS調査に係る手数料(新手数料令第33条第5項から第8項まで関係)

改正法におけるQMS調査の見直しに伴い、QMS調査に係る手数料について、当該製品の製造工程全体について、当該製品の特性、調査対象となる登録製造所又は登録製造所以外の施設(以下「製造所等」という。)の数及びその製造行為の内容等を勘案して、以下のとおり設定すること。

① QMS調査の区分を以下のとおり設けること。

- ・ 承認時のQMS調査(第5項第1号)

- ・ 一部変更の承認時のQMS調査（第5項第2号）
  - ・ 承認から5年ごとに行う定期のQMS調査（第5項第3号）
- ② 手数料は、①の各区分について、次の算式により算定された額とすること。  
(ア基本手数料等)+(イ調査対象製造所等に係る手数料)+(ウ専門分野割増手数料)+(エ実地調査手数料+旅費実費(外国出張の場合のみ))
- ア 基本手数料等は、基本手数料の50,400円に、次の区分に応じて定める額を加算した額とすること。(新手数料令第33条第5項第1号イ、第2号イ、第3号イ関係)
- ・ 生物由来製品
  - ・ 新医療機器(承認時のQMS調査のみ)
  - ・ 特定高度管理医療機器
  - ・ その他の医療機器
  - ・ 体外診断用医薬品
- なお、改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「新法」という。)第23条の2の5第8項の規定により行うQMS調査については、基本手数料は0円とすること。
- イ 調査対象製造所等に係る手数料は、以下に掲げる製造所等の区分に応じて定める額に、それぞれの区分に属する調査対象の製造所等の施設の数を乗じて得た額の合計額とすること。なお、一の製造所等が複数の製造所等の区分に該当する場合には、当該製造所等の区分に応じて定める額は、該当する区分のうち最も高額な額とすること。(新手数料令第33条第5項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ関係また、登録製造所以外の施設についても調査を行う場合があること。)

- ・ 設計をする登録製造所
- ・ 組立等の厚生労働省令で定める製造工程をする登録製造所
- ・ 滅菌をする登録製造所
- ・ その他の登録製造所(最終製品の保管をする登録製造所等)
- ・ 登録製造所以外の製造所
- ・ 製造所以外の試験検査施設

なお、「組立等の厚生労働省令で定める製造工程」は、次に掲げる医療機器等の種類に応じて、それぞれに掲げる製造工程を行う製造所とすること。(新手数料規則第7条関係)

- ・一般医療機器以外の医療機器にあっては、主たる組立てその他の主たる製造工程
- ・製造販売の承認又は認証を要する体外診断用医薬品（放射性体外診断用医薬品を含む。）にあっては、反応系に関与する成分の最終製品への充填工程

ウ 専門分野割増手数料は、QMS調査に当たって特別な専門的知識が必要となる場合に、該当する専門分野の該当数に応じて追加の手数料を加算するものであること。具体的には、以下の条件に該当するときは、47,500円に、該当する条件の数を乗じて得た額を加算すること。

(新手数料令第33条第6項、新手数料規則第8条関係)

- ・当該医療機器等が電気等を利用する超小型（直径が3mm以下で、かつ、その部品の直径が1mm以下）のもの（いわゆるマイクロマシン）であるとき
- ・当該医療機器等の製造工程においてナノ材料（縦、横又は高さのいずれかが1nm以上100nm以下の物質から成る材料）を使用するとき
- ・医療機器の原材料の一部として医薬品又は再生医療等製品が組み込まれたもの
- ・特定生物由来製品たる医療機器
- ・医療機器の全てが、最終的に人体に吸収されることが想定されるもの（特定生物由来製品を除く。）
- ・特定医療機器
- ・生物由来製品（特定生物由来製品を含む。）たる体外診断用医薬品

エ 機構職員が出張する場合の実地調査手数料は、調査に要した日数に応じて、次の区分のとおりとすること。所要日数は、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を基に算定すること。なお、海外出張の場合は、別途、機構職員の旅費相当額を徴収すること。(新手数料令第33条第7項関係)

- ・国内の場合 212,400円×所要日数
- ・海外の場合 179,500円×所要日数+機構職員の旅費相当額

③ 一の製造販売業者が同時に複数の品目についてQMS調査の申請を行う場合は、申請に係る品目の区分や、調査対象製造所等の重複の状況を勘案して、以下の手数料の一部を減額すること。（新手数料令第33条第8項、新手数料規則第9条関係）

- ・ 出張旅費
- ・ 承認から5年ごとに行うQMS調査にあっては、医療機器又は体外診断用医薬品の区分ごとに加算される手数料（②のア）
- ・ 承認から5年ごとに行うQMS調査にあっては、調査対象製造所等に係る手数料（②のイ）

（4）輸出用の医療機器等のQMS調査に係る手数料

改正法において、輸出用の医療機器等については、改正前と同様にQMS調査を製造所ごとに行うこととしたことに伴い、当該QMS調査に係る手数料についても、個々の製造所ごとに、当該製造所における製造行為の内容を勘案して手数料を設定すること。（新手数料令第33条第9項から第11項まで関係）

（5）基準適合証の書換え交付及び再交付の申請に係る手数料

改正法及び改正政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）の規定に基づき、機構がQMS調査の基準適合証の書換え交付及び再交付を行う場合の手数料について設定すること。（新手数料令第33条第15項関係）

3 再生医療等製品に係る手数料

再生医療等製品に係る機構に納める手数料について、Iの3と同様に新たに設定すること。併せて、以下の取扱いに留意すること。

（1）承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。再審査時の書面調査についても同様とすること。

（新手数料令第35条第3項及び第11項関係）

（2）承認審査時のG P S P調査に係る手数料

条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品について、当該期限内に改めて承認申請を行った場合における承認審査においては、新法第23条の26第5項の規定に基づき、G C P調査に代わって、G P S P調査（使用成

績に関する資料等が基準に従って収集され、かつ、作成されたものかどうかについての実地の調査をいう。) が行われることとなる。このため、再生医療等製品の承認審査時の実地調査に係る手数料の区分として、G L P 調査及びG C P 調査に加え、G P S P 調査の区分を設けること。(新手数料令第35条第4項第3号関係)

以上

## 医薬品等手数料一覧（国）

【別添1】

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
製造販売業許可更新			製造販売業許可更新		
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	13,500	§ 1	動物用医薬品・動物用医薬部外品	15,200	§ 1
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	15,200	§ 10
			動物用再生医療等製品	15,200	§ 15
製造業許可更新			製造業許可更新（医療機器・体外診断用医薬品は 区分更新）		
医薬品	30,100	§ 2-1	医薬品	30,100	§ 2-1
医療機器	30,100	§ 2-2			
			再生医療等製品	30,100	§ 17
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	13,500	§ 2-3	動物用医薬品・動物用医薬部外品	15,200	§ 2-2
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	15,200	§ 11
			動物用再生医療等製品	15,200	§ 17
製造業許可区分変更許可			製造業許可区分変更許可		
医薬品	30,100	§ 3-1	医薬品	30,100	§ 3-1
医療機器	30,100	§ 3-2			
			再生医療等製品	30,100	§ 18
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	25,800	§ 3-3	動物用医薬品・動物用医薬部外品	28,200	§ 3-2
			動物用医療機器（動物用医療機器）	28,200	§ 19
			動物用再生医療等製品	28,200	§ 19
外国製造業認定			外国製造業認定		
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	外国旅費	§ 4	動物用医薬品・動物用医薬部外品	外国旅費	§ 4
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	外国旅費	§ 10
外国製造業認定更新			外国製造業認定更新（医療機器・体外診断用医薬品は 区分更新）		
医薬品	23,400	§ 5(1)-1	医薬品	23,400	§ 5(1)-1
医薬部外品	23,400	§ 5(1)-2	医薬部外品	23,400	§ 5(1)-2
医療機器	23,400	§ 5(1)-3	医療機器・体外診断用医薬品	23,400	§ 11
			再生医療等製品	23,400	§ 20
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	13,600+外国旅費	§ 5(1)四・②	動物用医薬品・動物用医薬部外品	15,100+外国旅費	§ 5(1)三・②
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	15,100	§ 11
			動物用再生医療等製品	15,100+外国旅費	§ 20(2)・②
外国製造業認定区分変更認定			外国製造業認定区分変更認定		
医薬品・医薬部外品・医療機器	23,400	§ 6(1)	医薬品・医薬部外品	23,400	§ 6(1)
			再生医療等製品	23,400	§ 2(1)
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	13,600+外国旅費	§ 6(1)二・②	動物用医薬品・動物用医薬部外品	23,200+外国旅費	§ 6(1)二・②
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	23,200+外国旅費	§ 2(1)二・②
外国製造業認定区分追加認定			外国製造業認定区分追加認定		
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	外国旅費	§ 6(3)	動物用医薬品・動物用医薬部外品	外国旅費	§ 6(3)
			動物用医療機器（動物用医療機器）	—	—
製造販売承認			製造販売承認		
医薬品			医薬品		
①新医薬品（新有効成分等）	533,800	§ 7(1)-1(1)	①新医薬品（新有効成分等）	533,800	§ 7(1)-1(1)
②③の医薬品の競合違い等品目	147,700	§ 7(1)-1(2)	②③の医薬品の競合違い等品目	147,700	§ 7(1)-1(2)
③新医薬品（新有効成分等）	343,900	§ 7(1)-1(3)	③新医薬品（新有効成分等）	343,900	§ 7(1)-1(3)
④⑤の医薬品の競合違い等品目	100,300	§ 7(1)-1(4)	④⑤の医薬品の競合違い等品目	100,300	§ 7(1)-1(4)
⑤後発医薬品	25,100	§ 7(1)-1(5)	⑤後発医薬品	25,100	§ 7(1)-1(5)
⑥⑦の医薬品の競合違い等品目	25,100	§ 7(1)-1(6)	⑥⑦の医薬品の競合違い等品目	25,100	§ 7(1)-1(6)
⑦新医薬品（スイッチOTC等）	202,200	§ 7(1)-1(9)	⑦新医薬品（スイッチOTC等）	202,200	§ 7(1)-1(7)
⑧⑨の医薬品の競合違い等品目	202,200	§ 7(1)-1(10)	⑧⑨の医薬品の競合違い等品目	202,200	§ 7(1)-1(8)
⑩その他の医薬品（一般用医薬品）	21,300	§ 7(1)-1(11)	⑩その他の医薬品（一般用医薬品）	21,300	§ 7(1)-1(9)
⑪⑫の医薬品の競合違い等品目	21,300	§ 7(1)-1(12)	⑪⑫の医薬品の競合違い等品目	21,300	§ 7(1)-1(10)
⑬⑭の医薬品の競合違い等品目	533,800	§ 7(1)-1(1)	⑬⑭の医薬品の競合違い等品目	533,800	§ 7(1)-1(11)
⑮新医薬品（新有効成分等）	343,900	§ 7(1)-1(5)	⑮新医薬品（新有効成分等）	202,200	§ 7(1)-1(12)
			⑯他の防護用医薬品	21,400	§ 7(1)-1(13)
⑰新動物用医薬品	21,300	§ 7(1)-1(11)(12)	⑰新動物用医薬品（被款項目検査）	23,500	§ 12(2)-口(1)
⑱その他の動物用医薬品	23,500	§ 7(1)-1(13)	⑲体外診断用医薬品（被款項目検査）	43,200	§ 12(2)-口(2)
⑲動物用体外診断用医薬品			⑳特殊用医薬品（医薬部外品・医療部外品・医薬品・医療機器等の複数の組合せ又は複数の種類の組合せあり）	43,200	§ 12(2)-口(3)
⑳特殊用医薬品（医薬部外品・医療部外品・医薬品・医療機器等の複数の組合せ又は複数の種類の組合せなし）			㉑特殊用医薬品（医薬部外品）	23,500	§ 12(2)-口(4)
㉑特殊用医薬品（医療部外品）			㉒特殊用医薬品（医療部外品）	23,500	§ 12(2)-口(5)
㉒動物用医薬部外品	23,500	§ 7(1)-1(14)	㉓新動物用医薬品（新有効成分）	501,000	§ 7(1)-1(11)
㉓動物用医薬部外品	42,200	§ 7(1)-1(15)	㉔新動物用医薬品（新用医薬等）	501,000+旅費	§ 7(1)-1(12)
㉔新動物用医薬品（新用医薬等）			㉕他の防護用医薬品	501,000+旅費	§ 7(1)-1(13)
㉕他の防護用医薬品			㉖体外診断用医薬品（被款項目検査）	23,500	§ 12(2)-口(1)
㉖体外診断用医薬品（被款項目検査）			㉗特殊用医薬品（医薬部外品・医療部外品・医薬品・医療機器等の複数の組合せ又は複数の種類の組合せあり）	43,200	§ 12(2)-口(2)
㉗特殊用医薬品（医薬部外品・医療部外品・医薬品・医療機器等の複数の組合せ又は複数の種類の組合せなし）			㉘特殊用医薬品（医薬部外品）	23,500	§ 12(2)-口(3)
㉘特殊用医薬品（医療部外品）			㉙特殊用医薬品（医療部外品）	23,500	§ 12(2)-口(4)
㉙動物用医薬部外品			㉚動物用医薬部外品	30,800+旅費	§ 12(2)-口(7)・②
㉚動物用医薬部外品			㉛化粧品	21,400	§ 7(1)-1(8)
㉛化粧品			㉛医療機器		
㉛医療機器			㉛新特定高度管理医療機器	100,000	§ 12(2)-1(1)
㉛新特定高度管理医療機器（臨床試験あり）	100,000	§ 7(1)-2(1)	㉛新特定高度管理医療機器（臨床試験あり）	100,000	§ 12(2)-1(2)
㉛新医療機器	100,000	§ 7(1)-2(3)	㉛新医療機器	100,000	§ 12(2)-1(3)
㉛医療機器（臨床試験あり）	100,000	§ 7(1)-2(4)	㉛医療機器（臨床試験あり）	100,000	§ 12(2)-1(4)
㉛新特定高度管理医療機器（審査基準あり）	33,300	§ 7(1)-2(5)	㉛新特定高度管理医療機器（審査基準あり）	33,300	§ 12(2)-1(5)
㉛医療機器（審査基準あり）	33,300	§ 7(1)-2(6)	㉛医療機器（審査基準あり）	33,300	§ 12(2)-1(6)
㉛その他の新特定高度管理医療機器	33,300	§ 7(1)-2(7)	㉛その他の新特定高度管理医療機器	33,300	§ 12(2)-1(7)
㉛後発特定高度管理医療機器	33,300	§ 7(1)-2(8)	㉛後発特定高度管理医療機器	33,300	§ 12(2)-1(8)
㉛新動物用医療機器	33,300	§ 7(1)-2(9)	㉛新動物用医療機器	526,400+旅費	§ 12(2)-1(10)・②
㉛新動物用医療機器	501,300+旅費	§ 7(1)-2(10)・②	㉛動物用医療機器	58,200+旅費	§ 12(2)-1(11)・②
㉛その他の動物用医療機器	48,500+旅費	§ 7(1)-2(11)・②	㉛動物用医療機器	58,200+旅費	§ 12(2)-1(12)・②
㉛再生医療等製品			㉛再生医療等製品	100,000	§ 22(2)-1
(100,000) (§ 7(1)-2(1)~(4))			㉛再生医療等製品（条件・期間付承認製品）	100,000	§ 22(2)-2
(33,300) (§ 7(1)-2(5)~(9))			㉛再生医療等製品（原名稱）	33,300	§ 22(2)-3
(501,300+旅費) (§ 7(1)-2(10)・②)			㉛再生医療等製品	601,000+旅費	§ 22(2)-3(2)
(48,500+旅費) (§ 7(1)-2(11)・②)			㉛動物用再生医療等製品（別名稱）	58,200+旅費	§ 22(2)-3(2)

項目	現行		項目	改正後		
	金額	条文		金額	条文	
<b>一部変更承認</b>						
<医薬品>						
①の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(1)	①の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(1)	
②の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(2)	②の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(2)	
①・②の医薬品（希少疾病用以外）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(3)	①・②の医薬品（希少疾病用以外）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(3)	
①の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(4)	①の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(4)	
②の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(5)	②の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(5)	
①・②の医薬品（希少疾病用）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(6)	①・②の医薬品（希少疾病用）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(6)	
③の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(7)	③の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(7)	
④の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(8)	④の医薬品（希少疾病用以外）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(8)	
③・④の医薬品（希少疾病用以外）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(9)	③・④の医薬品（希少疾病用以外）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(9)	
③の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(10)	③の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(10)	
④の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(11)	④の医薬品（希少疾病用）（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(11)	
③・④の医薬品（希少疾病用）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(12)	③・④の医薬品（希少疾病用）（その他）	20,600	§ 7①ニイ(12)	
⑤の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(13)	⑤の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(13)	
⑥の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(14)	⑥の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(14)	
⑤・⑥の医薬品（効能等変更）（基準あり）	20,600	§ 7①ニイ(15)	⑤・⑥の医薬品（効能等変更）（基準あり）	20,600	§ 7①ニイ(15)	
⑤・⑥の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(16)	⑤・⑥の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(16)	
⑦の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(17)	⑦の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(17)	
⑧の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(18)	⑧の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(18)	
⑦・⑧の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(19)	⑦・⑧の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(19)	
⑨の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(20)	⑨の医薬品（効能等変更）	343,900	§ 7①ニイ(20)	
⑩の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(21)	⑩の医薬品（効能等変更）	100,300	§ 7①ニイ(21)	
⑨・⑩の医薬品（効能等変更）（基準あり）	20,600	§ 7①ニイ(22)	⑨・⑩の医薬品（効能等変更）（基準あり）	20,600	§ 7①ニイ(22)	
⑨・⑩の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(23)	⑨・⑩の医薬品（その他）	20,600	§ 7①ニイ(23)	
20,600	§ 7①ニイ(22)		20,600	§ 7①ニイ(24)		
動物用医薬品	22,800+旅費	§ 7①ニイ(27)・②	動物用医薬品	26,700+旅費	§ 7①ニイ(25)・②	
<体外診断用医薬品>						
①の体外診断用医薬品	23,500	§ 7①ニイ(24)	①の体外診断用医薬品	23,500	§ 12①ニハ(1)	
②の体外診断用医薬品	23,500	§ 7①ニイ(25)	②の体外診断用医薬品	42,800	§ 12①ニハ(2)	
③の体外診断用医薬品	42,800	§ 7①ニイ(26)	③の体外診断用医薬品	42,800	§ 12①ニハ(3)	
動物用体外診断用医薬品	22,800+旅費	§ 7①ニイ(27)・②	動物用体外診断用医薬品	26,700+旅費	§ 12①ニハ(5)・②	
<医療機器>						
①の医療機器			①の医療機器	23,500	§ 12①ニハ(6)	
②の医療機器			②の医療機器	18,700	§ 7①ニ口(1)	
③の医療機器			③の医療機器	20,600	§ 7①ニ口(2)	
④の医療機器			④の医療機器	14,700+旅費	§ 7①ニ口(3)・②	
化粧品	19,700	§ 7①ニハ	化粧品	19,700	§ 7①ニハ	
<医療機器>						
①の医療機器			①の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(1)	
②の医療機器			②の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(2)	
③の医療機器			③の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(3)	
④の医療機器			④の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(4)	
⑤の医療機器			⑤の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(5)	
⑥の医療機器			⑥の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(6)	
⑦の医療機器			⑦の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(7)	
⑧の医療機器			⑧の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(8)	
⑨の医療機器			⑨の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(9)	
動物用医療機器	22,800+旅費	§ 7①ニイ(4)	動物用医療機器	26,700+旅費	§ 12①ニイ(10)・②	
医療機器（製造所等のみ変更）			医療機器（製造所等のみ変更）	28,400	§ 12①ニ口	
<再生医療等製品>						
(85,000) (§ 7①ニニ(1))			再生医療等製品（始動等変更）	95,000	§ 22①ニイ	
(28,400) (§ 7①ニニ(2)・(3))			再生医療等製品（その他）	28,400	§ 22①ニ口	
(22,800+旅費) (§ 7①ニイ(27)・②)			動物用再生医療等製品	26,700+旅費	§ 22①ニハ・②	
承認試験						
医薬品	146,500	§ 7④一	医薬品	152,100	§ 7④一	
体外診断用医薬品	146,500	§ 7④一	体外診断用医薬品	152,100	§ 12④	
医薬品（動物使用試験）	1,195,300	§ 7④二	医薬品（動物使用試験）	1,243,100	§ 7④二	
医薬品（サル使用試験）	14,754,500	§ 7④三	医薬品（サル使用試験）	19,258,800	§ 7④三	
GMP（GMS）調査			GMP（GMS）調査			
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	9,500+旅費	§ 8	動物用医薬品・動物用医薬部外品	12,100+旅費	§ 8	
QMS調査			QMS調査			
動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品			動物用医療機器	12,100+旅費	§ 13	
GTP調査			GTP調査			
動物用再生医療等製品			動物用再生医療等製品	12,100+旅費	§ 23	
再審査			再審査			
<医薬品>						
医薬品	184,900	§ 9①一イ	医薬品	184,900	§ 9①一	
①・③の医薬品の規格違い等品目	74,300	§ 9①一ロ	①・③の医薬品の規格違い等品目	74,300	§ 9①二	
動物用医薬品	249,400+旅費	§ 9①ニハ・②	動物用医薬品	269,700+旅費	§ 9①三・②	
<医療機器>						
新医療機器	92,400	§ 9①ニイ	新医療機器	—	—	
新医療機器以外の医療機器	70,600	§ 9①ニロ	新医療機器以外の医療機器	—	—	
動物用医療機器	218,400	§ 9①ニハ・②	動物用医療機器	—	—	
<再生医療等製品>						
再生医療等製品			再生医療等製品	92,400	§ 24①一	
動物用再生医療等製品			動物用再生医療等製品	266,700+旅費	§ 24①二・②	
使用承認評議			使用承認評議			
<医療機器>						
医療機器			医療機器	92,400	§ 14①一	
医療機器（別名）			医療機器（別名）	70,600	§ 14①一ロ	
動物用医療機器			動物用医療機器	233,400+旅費	§ 14①二ハ・②	
<体外診断用医薬品>						
体外診断用医薬品			体外診断用医薬品	184,900	§ 14①二一	
動物用体外診断用医薬品			動物用体外診断用医薬品	265,700+旅費	§ 14①二ロ・②	

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
基準適合性認証			基準適合性認証		
医療機器・体外診断用医薬品	35,300	\$10-	医療機器・体外診断用医薬品	35,300	\$15-
修理業許可			修理業許可		
動物用医療機器	旅費	\$11-	動物用医療機器	旅費	\$25-
修理業許可更新			修理業許可更新		
医療機器	30,100	\$12--	医療機器	30,100	\$28--
動物用医療機器	7,300	\$12--	動物用医療機器	8,500	\$28--
修理業許可区分更迭許可			修理業許可区分更迭許可		
医療機器	30,100	\$12の2①	医療機器	30,100	\$27①--
動物用医療機器	15,700+旅費	\$12の2①--②	動物用医療機器	18,300+旅費	\$27①--②
修理業許可区分追加許可			修理業許可区分追加許可		
動物用医療機器	旅費	\$12の2③	動物用医療機器	旅費	\$27③
輸出用医薬品等GMP (QMS) 認定			輸出用医薬品等GMP (QMS, GTP) 認定		
動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	7,200+旅費	\$13-	動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器	9,200+旅費	\$28-
製造業許可認等者換え交付			製造業許可認等・登録業者換え交付		
医薬品、医療機器製造業許可	21,300	\$14-	医薬品製造業許可	21,300	\$29-
医療機器修理業許可	21,300	\$14-	再生医療機器製造業許可	21,300	\$29-
外國製造業認定証	19,700	\$14--	医薬品等外國製造業認定証	19,700	\$29--
			医療機器等外國製造業認定証	19,700	\$29--
			再生医療機器等外國製造業認定証	19,700	\$29--
			動物用医薬品等製造販売業許可	4,500	\$29三
			動物用医療機器等製造販売業許可	4,500	\$29三
			動物用再生医療等製品等製造販売業許可	4,500	\$29三
			動物用医薬品等製造販賣業許可	4,500	\$29三
			動物用医療機器等製造販賣業許可	4,500	\$29三
			動物用再生医療等製品等製造販賣業許可	4,500	\$29三
			動物用医薬品等外國製造業認定証	3,100	\$29四
			動物用医療機器等外國製造業認定証	3,100	\$29四
			動物用再生医療等製品等外國製造業認定証	3,100	\$29四
			動物用医薬品等外國製造業認定証	3,100	\$29四
			動物用医療機器等外國製造業認定証	3,100	\$29四
			動物用再生医療等製品等外國製造業認定証	3,100	\$29四
製造業許可認等再交付			製造業許可認等再交付		
医薬品、医療機器製造業許可	21,300	\$15-	医薬品製造業許可	21,300	\$30-
医療機器修理業許可	21,300	\$15-	再生医療等製品等製造業許可	21,300	\$30-
外國製造業認定証	19,700	\$15--	医療機器修理業許可	21,300	\$30-
			医薬品等外國製造業認定証	19,700	\$30二
			医療機器等外國製造業認定証	19,700	\$30二
			再生医療等製品等外國製造業認定証	19,700	\$30二
			動物用医薬品等製造販売業許可	4,500	\$30三
			動物用医療機器等製造販売業許可	4,500	\$30三
			動物用再生医療等製品等製造販賣業許可	4,500	\$30三
			動物用医療機器等製造販賣業許可	4,500	\$30三
			動物用再生医療等製品等製造販賣業許可	4,500	\$30三
			動物用医薬品等外國製造業認定証	3,100	\$30四
			動物用医療機器等外國製造業認定証	3,100	\$30四
			動物用再生医療等製品等外國製造業認定証	3,100	\$30四
			動物用医薬品等外國製造業認定証	3,100	\$30四
			動物用医療機器等外國製造業認定証	3,100	\$30四
			動物用再生医療等製品等外國製造業認定証	3,100	\$30四

## 医薬品等手数料一覧（機構）

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
製造業許可請求			製造業許可請求		
医薬品・医療機器（実地調査あり）	152,300	§ 16①イ	医薬品（実地調査あり）	152,300	§ 31①イ
医薬品・医療機器（実地調査なし）	114,700	§ 16①ロ	医薬品（実地調査なし）	114,700	§ 31①ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	152,300	§ 34①イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	114,700	§ 34①ロ
製造業許可区分変更等許可請求			製造業許可区分変更等許可請求		
医薬品・医療機器（実地調査あり）	100,200	§ 16②イ	医薬品（実地調査あり）	100,200	§ 31②イ
医薬品・医療機器（実地調査なし）	56,900	§ 16②ロ	医薬品（実地調査なし）	56,900	§ 31②ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	100,200	§ 34②イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	56,900	§ 34②ロ
製造業更新許可請求			製造業更新許可請求		
医薬品・医療機器（実地調査あり）	100,200	§ 16③イ	医薬品（実地調査あり）	100,200	§ 31③イ
医薬品・医療機器（実地調査なし）	56,900	§ 16③ロ	医薬品（実地調査なし）	56,900	§ 31③ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	100,200	§ 34③イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	56,900	§ 34③ロ
外国製造業認定請求			製造業更新許可請求		
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査あり）	137,100+外国旅費	§ 16④イ	医薬品・医療機器外品（実地調査あり）	137,100+外国旅費	§ 31④イ
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査なし）	59,700	§ 16④ロ	医薬品・医療機器外品（実地調査なし）	59,700	§ 31④ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	137,100+外国旅費	§ 34④イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	59,700	§ 34④ロ
外国製造業認定区分変更等認定請求			外国製造業認定区分変更等認定請求		
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査あり）	65,400+外国旅費	§ 16⑤イ	医薬品・医療機器外品（実地調査あり）	65,400+外国旅費	§ 31⑤イ
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査なし）	40,900	§ 16⑤ロ	医薬品・医療機器外品（実地調査なし）	40,900	§ 31⑤ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	65,400+外国旅費	§ 34⑤イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	40,900	§ 34⑤ロ
外国製造業更新認定請求			外国製造業更新認定請求		
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査あり）	66,400+外国旅費	§ 16⑥イ	医薬品・医療機器外品（実地調査あり）	66,400+外国旅費	§ 31⑥イ
医薬品・医療機器外品・医療機器（実地調査なし）	40,900	§ 16⑥ロ	医薬品・医療機器外品（実地調査なし）	40,900	§ 31⑥ロ
			（医療機器）		
			再生医療等医品（実地調査あり）	66,400+外国旅費	§ 34⑥イ
			再生医療等医品（実地調査なし）	40,900	§ 34⑥ロ
製造販売承認審査			製造販売承認審査		
<医薬品>			<医薬品>		
①新医薬品（新有効成分等）（希少疾病以外）	23,768,100	§ 17①イ(1)	①新医薬品（新有効成分等）（希少疾患以外）	23,788,100	§ 32①イ(1)
②新医薬品（新有効成分等）（希少疾患）	19,834,100	§ 17①イ(2)	②新医薬品（新有効成分等）（希少疾患）	19,834,100	§ 32①イ(2)
③①の医薬品の規格違い等品目	2,464,000	§ 17①イ(3)	③①の医薬品の規格違い等品目	2,464,000	§ 32①イ(3)
④①の医薬品の規格違い等品目	2,061,500	§ 17①イ(4)	④②の医薬品の規格違い等品目	2,061,500	§ 32①イ(4)
⑤新医薬品（新効能等）（希少疾病以外）	11,353,100	§ 17①イ(5)	⑤新医薬品（新効能等）（希少疾患以外）	11,353,100	§ 32①イ(5)
⑥新医薬品（新効能等）（希少疾患）	9,345,700	§ 17①イ(6)	⑥新医薬品（新効能等）（希少疾患）	9,345,700	§ 32①イ(6)
⑦①の医薬品の規格違い等品目	1,174,300	§ 17①イ(7)	⑦⑤の医薬品の規格違い等品目	1,174,300	§ 32①イ(7)
⑧①の医薬品の規格違い等品目	1,004,100	§ 17①イ(8)	⑧⑥の医薬品の規格違い等品目	1,004,100	§ 32①イ(8)
⑨-1既免医療用医薬品	412,100	§ 17①イ(9)	⑨-1既免医療用医薬品	618,200	§ 32①イ(9)
⑩-2①-1の医薬品の規格違い等品目			⑩-2①-1の医薬品の規格違い等品目		
⑪-2新医薬品（スイッチOTC等）	1,291,600	§ 17①イ(10)	⑪-1新医薬品（スイッチOTC等）	1,291,600	§ 32①イ(10)
⑫-2②-1の医薬品の規格違い等品目			⑫-2②-1の医薬品の規格違い等品目		
⑬-1その他の医薬品（一般用医薬品）	110,300	§ 17①イ(11)	⑬-1その他の医薬品（一般用医薬品）	110,300	§ 32①イ(11)
⑭-1⑨-1の医薬品の規格違い等品目			⑭-1⑨-1の医薬品の規格違い等品目		
⑮防除用医薬品（新有効成分）	23,768,100	§ 17①イ(11)	⑯防除用医薬品（新有効成分）	4,987,800	§ 32①イ(12)
⑯防除用医薬品（新用量等）	11,353,100	§ 17①イ(12)	⑯防除用医薬品（新用量等）	392,200	§ 32①イ(13)
⑰子の防除用医薬品	110,300	§ 17①イ(13)	⑰子の防除用医薬品	85,500	§ 32①イ(14)
<体外診断用医薬品>			<体外診断用医薬品>		
①体外診断用医薬品（被承認項目検査）	60,300	§ 17①イ(12)	①体外診断用医薬品（被承認項目検査）	60,300	§ 32①ロ(1)
②体外診断用医薬品（審査基準なし・臨床試験あり）			②体外診断用医薬品（新承認品）	2,147,500	§ 32①ロ(2)
③体外診断用医薬品（審査基準なし）			③体外診断用医薬品（承認基準外品目）	2,147,500	§ 32①ロ(3)
④体外診断用医薬品（承認基準あり）	282,800	§ 17①イ(13)	④体外診断用医薬品（承認基準品目）	362,000	§ 32①ロ(3)
⑤体外診断用医薬品（臨床試験あり）	584,100	§ 17①イ(14)	⑤体外診断用医薬品（承認不適合・臨床試験結果あり）	2,147,500	§ 32①ロ(2)
⑥その他の体外診断用医薬品			⑥体外診断用医薬品（承認不適合・臨床試験結果なし）	986,800	§ 32①ロ(4)
<医療器具>			<医療器具>		
①新医療器具品（新有効成分）			①新医療器具品（新有効成分）	2,981,100	§ 32①ロ(1)
②新医療器具品（新用意等）			②新医療器具品（新用意等）	246,600	§ 32①ロ(2)
③防除用医療器具品（新有効成分）			③防除用医療器具品（新有効成分）	4,987,900	§ 32①ロ(3)
④防除用医療器具品（新用量等）			④防除用医療器具品（新用量等）	392,200	§ 32①ロ(4)
⑤その他の防除用医療器具品			⑤その他の防除用医療器具品	85,500	§ 32①ロ(5)
⑥その他の医療器具品			⑥その他の医療器具品	65,500	§ 32①ロ(6)
<化粧品>			<化粧品>		
化粧品	63,500	§ 17①ハ	化粧品	63,500	§ 32①ハ
<医療機器>			<医療機器>		
①特待高度管理医療機器	8,705,500	§ 17①ニ(1)	①特待高度管理医療機器	16,881,700	§ 32①ニ(1)
②特待高度管理医療機器（臨床試験あり）	6,213,000	§ 17①ニ(2)	②特待高度管理医療機器（臨床試験あり）	6,213,000	§ 32①ニ(2)
③新医療機器	6,213,000	§ 17①ニ(3)	③新医療機器	7,766,200	§ 32①ニ(3)
④医療機器（臨床試験あり）	3,721,200	§ 17①ニ(4)	④医療機器（臨床試験あり）	3,721,200	§ 32①ニ(4)
⑤特待高度管理医療機器（審査基準あり）	429,200	§ 17①ニ(5)	⑤特待高度管理医療機器（審査基準あり）	429,200	§ 32①ニ(5)
⑥医療機器（審査基準あり）	344,100	§ 17①ニ(6)	⑥医療機器（審査基準あり）	344,100	§ 32①ニ(6)
⑦その他の特待高度管理医療機器	2,355,400	§ 17①ニ(7)	⑦その他の特待高度管理医療機器	2,355,400	§ 32①ニ(7)
⑧候先待定高度管理医療機器	1,767,700	§ 17①ニ(8)	⑧候先待定高度管理医療機器	1,767,700	§ 32①ニ(8)
⑨その他の医療機器	1,409,900	§ 17①ニ(9)	⑨その他の医療機器	1,409,900	§ 32①ニ(9)
<再生医療等医品>			<再生医療等医品>		
(8,705,500)	(§ 17①ニ(1))		再生医療等医品	10,881,700	§ 32①イ
			再生医療等医品（条件・開拓用承認後）	5,446,600	§ 32①ロ
(35,600)	(§ 17①ホ)		再生医療等医品（新名称）	35,600	§ 32①ハ
<その他>			<その他>		
別名称	35,600	§ 17①ホ	別名称	35,600	§ 32①ニ-ニ、§ 33①-
<医薬品>			<医薬品>		
①の医薬品（効能等変更）			①の医薬品（効能等変更）		
②の医薬品（効能等変更）			②の医薬品（効能等変更）		
③-1の医薬品（効能等変更）	10,180,500	§ 17②ニ(1)	③-1の医薬品（効能等変更）	10,180,500	§ 32②ニ(1)
④-1の医薬品（効能等変更）			④-1の医薬品（効能等変更）		

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
①の医薬品(効能等変更)			①の医薬品(効能等変更)		
②の医薬品(効能等変更)			⑦の医薬品(効能等変更)		
③~⑨の医薬品(効能等変更)	1,057,400	§ 17①ニイ(2)	③~2の医薬品(効能等変更)	1,057,400	§ 32①ニイ(2)
⑩~2の医薬品(効能等変更)			④~2の医薬品(効能等変更)		
⑪~2の医薬品(効能等変更)			⑪~2の医薬品(効能等変更)		
⑫~⑯の医薬品(その他の)	205,100	§ 17①ニイ(3)	⑫~⑯の医薬品(その他の)	205,100	§ 32①ニイ(3)
⑰の医薬品(その他の)			⑰の医薬品(その他の)		
⑱の医薬品(その他の)			⑲の医薬品(その他の)	307,700	§ 32①ニイ(8)
⑲の医薬品(効能等変更)	8,434,300	§ 17①ニイ(4)	⑲の医薬品(効能等変更)	8,434,300	§ 32①ニイ(4)
⑳の医薬品(効能等変更)			㉑の医薬品(効能等変更)		
㉒の医薬品(効能等変更)	875,600	§ 17①ニイ(5)	㉒の医薬品(効能等変更)	875,600	§ 32①ニイ(5)
㉓の医薬品(効能等変更)			㉓の医薬品(効能等変更)		
㉔~㉖の医薬品(その他の)	132,700	§ 17①ニイ(6)	㉔~㉖の医薬品(その他の)	132,700	§ 32①ニイ(6)
㉗~㉙の医薬品(その他の)			㉗~㉙の医薬品(その他の)		
㉚の医薬品(効能等変更)(基準あり)	35,600	§ 17①ニイ(7)	㉚の医薬品(効能等変更)(基準あり)	53,400	§ 32①ニイ(7)
㉛の医薬品(効能等変更)(基準あり)			㉛の医薬品(効能等変更)(基準あり)	35,600	§ 32①ニイ(10)
㉜の医薬品(その他の)	56,400	§ 17①ニイ(8)	㉜の医薬品(その他の)	56,400	§ 32①ニイ(8)
㉝の医薬品(その他の)			㉝の医薬品(その他の)		
㉞~㉟の医薬品	35,600	§ 17①ニイ(7)	㉞~㉟の医薬品	46,400	§ 32①ニイ(11)
<体外診断用医薬品>			<体外診断用医薬品>		
①の体外診断用医薬品	31,900	§ 17①ニイ(9)	①の体外診断用医薬品	31,900	§ 32①ニロ(1)
②の体外診断用医薬品			②の体外診断用医薬品(検査性能試験あり)	988,300	§ 32①ニロ(2)
③の体外診断用医薬品	143,500	§ 17①ニイ(10)	③~⑤の体外診断用医薬品(検査性能試験なし)	503,600	§ 32①ニロ(3)
④の体外診断用医薬品	295,800	§ 17①ニイ(11)	④の体外診断用医薬品	206,200	§ 32①ニロ(4)
⑤の体外診断用医薬品(製造所等のみ変更)			体外診断用医薬品(製造所等のみ変更)	143,500	§ 32①ニロ(5)
<医療器具>			<医療器具>		
医療器具外品	35,600	§ 17①ニロ	医療器具外品	35,600	§ 32①ニロ(1)
防護用医療器具外品			防護用医療器具外品	48,400	§ 32①ニロ(2)
<化粧品>			<化粧品>		
化粧品	35,600	§ 17①ニハ	化粧品	35,600	§ 32①ニハ
<医療機器>			<医療機器>		
①の医療機器	4,357,500	§ 17①ニニ(1)	①の医療機器	5,446,600	§ 32①ニニ(1)
②の医療機器	3,109,900	§ 17①ニニ(2)	②の医療機器	3,109,900	§ 32①ニニ(2)
③の医療機器	3,109,900	§ 17①ニニ(3)	③の医療機器	3,887,300	§ 32①ニニ(3)
④の医療機器	1,872,400	§ 17①ニニ(4)	④の医療機器	1,872,400	§ 32①ニニ(4)
⑤の医療機器	217,500	§ 17①ニニ(5)	⑤の医療機器	217,500	§ 32①ニニ(5)
⑥の医療機器	173,500	§ 17①ニニ(6)	⑥の医療機器	173,500	§ 32①ニニ(6)
⑦の医療機器	1,181,200	§ 17①ニニ(7)	⑦の医療機器	1,181,200	§ 32①ニニ(7)
⑧の医療機器	884,200	§ 17①ニニ(8)	⑧の医療機器	884,200	§ 32①ニニ(8)
⑨の医療機器	709,500	§ 17①ニニ(9)	⑨の医療機器	709,500	§ 32①ニニ(9)
医療機器(製造所等のみ変更)			医療機器(製造所等のみ変更)	143,500	§ 32①ニニ(10)
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(4,357,500)	(§ 17①ニニ(1))		再生医療等製品(効能等変更)	5,446,600	§ 35①ニイ
			再生医療等製品(その他の)	1,181,200	§ 35①ニロ
審査請求(製造販売承認要否)			審査請求(製造販売承認要否)		
<医薬品>			<医薬品>		
①の医薬品	6,747,000	§ 17②イ	①の医薬品	6,747,000+外國旅費	§ 32②一イ・③
②の医薬品	3,378,900	§ 17②ロ	②の医薬品	3,378,900+外國旅費	§ 32②一ロ・③
③の医薬品	1,656,600	§ 17②ハ	③の医薬品	1,586,600+外國旅費	§ 32②一ハ・③
④の医薬品	841,500	§ 17②ニ	④の医薬品	841,500+外國旅費	§ 32②一ニ・③
⑤の医薬品	2,553,600	§ 17②一ホ	⑤の医薬品	2,553,600+外國旅費	§ 32②一ホ・③
⑥の医薬品	1,267,700	§ 17②ト	⑥の医薬品	1,267,700+外國旅費	§ 32②一ト・③
⑦の医薬品	633,600	§ 17②ヘ	⑦の医薬品	633,600+外國旅費	§ 32②一ヘ・③
⑧の医薬品	319,000	§ 17②チ	⑧の医薬品	319,000+外國旅費	§ 32②一チ・③
⑨の医薬品	220,100	§ 17②リ	⑨の医薬品	330,200+外國旅費	§ 32②一リ・③
⑩~⑯の医薬品			⑩~⑯の医薬品		
<医療機器>			<医療機器>		
①~③の医療機器	683,500	§ 17②ニス	①~③の医療機器	854,300+外國旅費	§ 33②一イ・③
④~⑥の医療機器			④~⑥の医療機器	683,500+外國旅費	§ 33②一ロ・③
⑦~⑨の医療機器	70,500	§ 17②ル	⑦~⑨の医療機器	70,500+外國旅費	§ 33②一ハ・③
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(683,500)	(§ 17②ニス)		再生医療等製品	854,300+外國旅費	§ 35②一・③
			再生医療等製品(条件・附帯付承認要)	854,300+外國旅費	§ 35②一・③
審査請求(一部変更承認要否)			審査請求(一部変更承認要否)		
<医薬品>			<医薬品>		
①の医薬品(効能等変更)			①の医薬品(効能等変更)		
②の医薬品(効能等変更)			②の医薬品(効能等変更)		
③~⑨の医薬品(効能等変更)	2,533,600	§ 17②ニイ	③~1の医薬品(効能等変更)	2,533,600+外國旅費	§ 32②ニイ・③
⑩の医薬品(効能等変更)			⑩の医薬品(効能等変更)		
⑪の医薬品(効能等変更)	633,600	§ 17②ニロ	⑪の医薬品(効能等変更)	633,600+外國旅費	§ 32②ニロ・③
⑫~⑯の医薬品(効能等変更)			⑫~⑯の医薬品(効能等変更)		
⑰~⑲の医薬品(その他の)	124,200	§ 17②ニハ	⑰~⑲の医薬品(その他の)	124,200+外國旅費	§ 32②ニハ・③
⑳~㉑の医薬品(その他の)	124,200	§ 17②ニハ	㉒の医薬品(その他の)	186,200+外國旅費	§ 32②ニト・③
㉓~㉔の医薬品(その他の)	124,200	§ 17②ニハ	㉓~㉔の医薬品(その他の)	186,200+外國旅費	§ 32②ニト・③
㉕~㉖の医薬品(その他の)	1,267,700	§ 17②ニニ	㉕~㉖の医薬品(その他の)	1,267,700+外國旅費	§ 32②ニニ・③
㉗~㉘の医薬品(その他の)	319,000	§ 17②ニホ	㉗~㉘の医薬品(その他の)	319,000+外國旅費	§ 32②ニホ・③
㉙~㉚の医薬品(その他の)	112,900	§ 17②ニヘ	㉙~㉚の医薬品(その他の)	112,900+外國旅費	§ 32②ニヘ・③
㉛~㉜の医薬品(その他の)			㉛~㉜の医薬品(その他の)		
<医療機器>			<医療機器>		
①~③の医療機器	683,500	§ 17②ニト	①~③の医療機器	854,300+外國旅費	§ 33②ニイ・③
④~⑥の医療機器			④~⑥の医療機器	683,500+外國旅費	§ 33②ニロ・③
⑦~⑨の医療機器	38,200	§ 17②ニチ	⑦~⑨の医療機器	38,200+外國旅費	§ 33②ニハ・③
医療機器(製造所等のみ変更)			医療機器(製造所等のみ変更)		
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(683,500)	(§ 17②ニト)		再生医療等製品(効能等変更)	854,300+外國旅費	§ 35②ニイ・③
			再生医療等製品(その他の)	38,200+外國旅費	§ 35②ニロ・③
G.L.P.請求			G.L.P.請求		
<医薬品>			<医薬品>		
国内施設	2,121,400	§ 17③イ	国内施設	2,121,400	§ 32③一イ
外国施設	2,347,900+外國旅費	§ 17③ロ	外国施設	2,347,900+外國旅費	§ 32③一ロ
<医療機器>			<医療機器>		
国内施設	2,121,400	§ 17③イ	国内施設	2,121,400	§ 33③一イ
外国施設	2,347,900+外國旅費	§ 17③ロ	外国施設	2,347,900+外國旅費	§ 33③一ロ

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(2,121,400)	§ 17③一イ	■ 内施設	2,121,400	§ 32④一イ	
(2,347,900) (+外國旅費)	§ 17③一ロ	■ 外國施設	2,347,900 +外國旅費	§ 32④一ロ	
G C P 調査 (製造販売承認審査)			G C P 調査 (製造販売承認審査)		
<医薬品>			<医薬品>		
①・②・⑤・⑥の医薬品 (国内施設)	2,801,000	§ 17③二イ	①・②・⑤・⑥の医薬品 (国内施設)	2,801,000	§ 32④二イ(1)
①・②・⑤・⑥の医薬品 (外国施設)	3,098,000 +外國旅費	§ 17③二ロ	①・②・⑤・⑥の医薬品 (外国施設)	3,098,000 +外國旅費	§ 32④二イ(2)
③・④・⑦・⑧の医薬品 (国内施設)	741,400	§ 17③二八	③・④・⑦・⑧の医薬品 (国内施設)	741,400	§ 32④二イ(3)
③・④・⑦・⑧の医薬品 (外国施設)	773,300 +外國旅費	§ 17③二二	③・④・⑦・⑧の医薬品 (外国施設)	773,300 +外國旅費	§ 32④二イ(4)
⑨の医薬品 (国内施設)	663,600	§ 17③二木	⑨の医薬品 (国内施設)	663,600	§ 32④二イ(5)
⑩・⑪の医薬品 (国内施設)			⑩・⑪の医薬品 (国内施設)		
⑫の医薬品 (外国施設)	977,400 +外國旅費	§ 17③二ヘ	⑫の医薬品 (外国施設)	977,400 +外國旅費	§ 32④二イ(6)
⑬・⑭の医薬品 (外国施設)			⑬・⑭の医薬品 (外国施設)		
<医療機器>			<医療機器>		
国内施設	653,400	§ 17③三イ	国内施設	653,400	§ 32④二イ
外国施設	944,700 +外國旅費	§ 17③三ロ	外国施設	944,700 +外國旅費	§ 32④二ロ
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(653,400)	§ 17③三イ	■ 内施設	653,400	§ 32④二イ	
(944,700) (+外國旅費)	§ 17③三ロ	■ 外國施設	944,700 +外國旅費	§ 32④二ロ	
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
G P S P 調査			G P S P 調査		
			■ 内施設	628,500	§ 32④三イ
			■ 外國施設	976,100 +外國旅費	§ 32④三ロ
<医薬品>			<医薬品>		
G C P 調査 (一部変更承認審査)			G C P 調査 (一部変更承認審査)		
①・②・⑤・⑥の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)	2,801,000	§ 32④二ロ(1)	①・②・⑤・⑥の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)	2,801,000	§ 32④二ロ(1)
①・②・⑤・⑥の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)	3,098,000 +外國旅費	§ 32④二ロ(2)	①・②・⑤・⑥の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)	3,098,000 +外國旅費	§ 32④二ロ(2)
③・④・⑦・⑧の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)	741,400	§ 32④二ロ(3)	③・④・⑦・⑧の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)	741,400	§ 32④二ロ(3)
③・④・⑦・⑧の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)	773,300 +外國旅費	§ 32④二ロ(4)	③・④・⑦・⑧の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)	773,300 +外國旅費	§ 32④二ロ(4)
⑨・⑩の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)			⑨・⑩の医薬品 (海賄等対応) (国内施設)		
⑪・⑫の医薬品 (その他の) (国内施設)	663,600	§ 32④二ロ(5)	⑪・⑫の医薬品 (その他の) (国内施設)	663,600	§ 32④二ロ(5)
⑬の医薬品 (海賄等対応) (海賄あり) (国内施設)			⑬の医薬品 (海賄等対応) (海賄あり) (国内施設)		
⑭・⑮の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)			⑭・⑮の医薬品 (海賄等対応) (外国施設)		
⑯・⑰の医薬品 (その他の) (外国施設)	877,400 +外國旅費	§ 32④二ロ(6)	⑯・⑰の医薬品 (その他の) (外国施設)	877,400 +外國旅費	§ 32④二ロ(6)
G M P 調査 (承認審査・輸出用調査)			G M P 調査 (承認審査・輸出用調査)		
<製造所>			<製造所>		
生物学的剤剤等 (国内製造所)	685,100	§ 17④一イ(1)・⑦	生物学的剤剤等 (国内製造所)	685,100	§ 32④一イ(1)・⑧
生物学的剤剤等 (外國製造所)	868,600 +外國旅費	§ 17④一イ(2)・⑦	生物学的剤剤等 (外國製造所)	868,600 +外國旅費	§ 32④一イ(2)・⑦
新医薬品 (国内製造所)	760,900	§ 17④一ロ(1)・⑦	新医薬品 (国内製造所)	760,900	§ 32④一ロ(1)・⑧
新医薬品 (外国製造所)	960,200 +外國旅費	§ 17④一ロ(2)・⑦	新医薬品 (外国製造所)	960,200 +外國旅費	§ 32④一ロ(2)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	207,100	§ 17④一ハ(1)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	522,600	§ 32④一ハ(1)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	236,400 +外國旅費	§ 17④一ハ(2)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	658,300 +外國旅費	§ 32④一ハ(2)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	145,300	§ 17④二イ(1)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	379,500	§ 32④二イ(1)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	159,900 +外國旅費	§ 17④二イ(2)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	478,000 +外國旅費	§ 32④二イ(2)・⑧
<製造所 (包装等)>			<製造所 (包装等)>		
国内製造所	65,600	§ 17③ニイ・⑦	国内製造所	65,600	§ 32④ニイ・⑧
外國製造所	87,200 +外國旅費	§ 17③ニロ・⑦	外國製造所	87,200 +外國旅費	§ 32④ニロ・⑧
<試験検査施設>			<試験検査施設>		
国内施設	65,600	§ 17③一イ・⑦	国内施設	65,600	§ 32④一イ・⑧
外國施設	87,200 +外國旅費	§ 17③一ロ・⑦	外國施設	87,200 +外國旅費	§ 32④一ロ・⑧
G M P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)			G M P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)		
<製造所>			<製造所>		
生物学的剤剤等 (国内製造所)	448,500	§ 17③三イ(1)・⑦	生物学的剤剤等 (国内製造所)	448,500	§ 32④三イ(1)・⑧
生物学的剤剤等 /追加品目 (国内製造所)	31,400	§ 17③三イ(2)・⑦	生物学的剤剤等 /追加品目 (国内製造所)	31,400	§ 32④三イ(2)・⑧
生物学的剤剤等 (外国製造所)	570,100 +外國旅費	§ 17③三イ(2)・⑦	生物学的剤剤等 (外国製造所)	570,100 +外國旅費	§ 32④三イ(2)・⑧
生物学的剤剤等 /追加品目 (外国製造所)	31,400	§ 17③三イ(2)・⑦	生物学的剤剤等 /追加品目 (外国製造所)	31,400	§ 32④三イ(2)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	360,900	§ 17④三ロ(1)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	390,900	§ 32④三ロ(1)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 /追加品目 (国内製造所)	12,800	§ 17④三ロ(2)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 /追加品目 (国内製造所)	12,800	§ 32④三ロ(2)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	493,800 +外國旅費	§ 17④三ロ(2)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	493,800 +外國旅費	§ 32④三ロ(2)・⑧
減菌医薬品・医薬部外品 /追加品目 (外国製造所)	12,800	§ 17④三ロ(2)・⑦	減菌医薬品・医薬部外品 /追加品目 (外国製造所)	12,800	§ 32④三ロ(2)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	346,100	§ 17④三ハ(1)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	346,100	§ 32④三ハ(1)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 /島目追加 (国内製造所)	9,900	§ 17④三ハ(2)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 /島目追加 (国内製造所)	9,900	§ 32④三ハ(2)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	421,100 +外國旅費	§ 17④三ハ(2)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 (外国製造所)	421,100 +外國旅費	§ 32④三ハ(2)・⑧
その他の医薬品・医薬部外品 /島目追加 (外国製造所)	9,900	§ 17④三ハ(2)・⑦	その他の医薬品・医薬部外品 /島目追加 (外国製造所)	9,900	§ 32④三ハ(2)・⑧
<包装等 (包装等)>			<包装等 (包装等)>		
包装等製造所 (国内製造所)	265,900	§ 17④三ニ(1)・⑦	包装等製造所 (国内製造所)	265,900	§ 32④三ニ(1)・⑧
包装等製造所 /品目追加 (国内製造所)	6,900	§ 17④三ニ(2)・⑦	包装等製造所 /品目追加 (国内製造所)	6,900	§ 32④三ニ(2)・⑧
包装等製造所 (外国製造所)	347,800 +外國旅費	§ 17④三ニ(2)・⑦	包装等製造所 (外国製造所)	347,800 +外國旅費	§ 32④三ニ(2)・⑧
包装等製造所 /品目追加 (外国製造所)	6,900	§ 17④三ニ(2)・⑦	包装等製造所 /品目追加 (外国製造所)	6,900	§ 32④三ニ(2)・⑧
<試験検査施設>			<試験検査施設>		
国内施設	265,900	§ 17⑤ニイ・⑦	国内施設	265,900	§ 32④ニイ・⑧
国内施設 /品目追加	6,900	§ 17⑤ニロ・⑦	国内施設 /品目追加	6,900	§ 32④ニロ・⑧
外國施設	347,800 +外國旅費	§ 17⑤ニロ・⑦	外國施設	347,800 +外國旅費	§ 32④ニロ・⑧
外國施設 /品目追加	6,900	§ 17⑤ニロ・⑦	外國施設 /品目追加	6,900	§ 32④ニロ・⑧
<医療機器・体外診断用医薬品>			<医療機器・体外診断用医薬品>		
G M S 調査 学習料の額=α+調査対象製造所等による手数料+専門分野別手数料+測定調査手数料+外國旅費					
基準調査実行手数料			基準調査実行手数料	50,400	§ 32④一イ・ニイ・三イ
<製造販売承認手数料>			<製造販売承認手数料>		
新規・新規療法機器			新規・新規療法機器	366,600	§ 32④一イ(2)
新規・クラスア			新規・クラスア	374,500	§ 32④一イ(3)
新規・生物由来製品			新規・生物由来製品	398,500	§ 32④一イ(1)
新規・その他			新規・その他	374,500	§ 32④一イ(4)
新規・体外診断用医薬品			新規・体外診断用医薬品	272,800	§ 32④一イ(5)
更新・クラスア			更新・クラスア	134,000	§ 32④二イ(2)
更新・生物由来製品			更新・生物由来製品	148,800	§ 32④二イ(1)
更新・その他			更新・その他	127,800	§ 32④二イ(3)
更新・体外診断用医薬品			更新・体外診断用医薬品	83,200	§ 32④二イ(4)
更新・クラスア			更新・クラスア	167,600	§ 32④三イ(2)
更新・生物由来製品			更新・生物由来製品	176,800	§ 32④三イ(1)
更新・その他			更新・その他	149,200	§ 32④三イ(3)
更新・体外診断用医薬品			更新・体外診断用医薬品	128,700	§ 32④三イ(4)
<新規>			<新規>		
設計			設計	64,100	§ 32④一ロ(1)
試験			試験	51,200	§ 32④一ロ(3)
開発			開発	104,100	§ 32④一ロ(2)
組立等			組立等	80,500	§ 32④一ロ(4)
その他			その他	80,500	§ 32④一ロ(4)

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
外銀外	87,500	§ 33③二口(5)	外銀外	87,500	§ 33③二口(5)
<一覽>	87,500	§ 33③二口(5)	<一覽>	87,500	§ 33③二口(5)
販売	64,400	§ 33③二口(1)	販売	64,400	§ 33③二口(1)
設置	75,800	§ 33③二口(3)	設置	75,800	§ 33③二口(3)
組立等	87,700	§ 33③二口(2)	組立等	87,700	§ 33③二口(2)
その他	75,800	§ 33③二口(4)	その他	75,800	§ 33③二口(4)
外銀外	75,800	§ 33③二口(3)	外銀外	75,800	§ 33③二口(3)
<更新>	75,800	§ 33③二口(3)	<更新>	75,800	§ 33③二口(3)
販売	64,800	§ 33③三口(1)	販売	64,800	§ 33③三口(1)
設置	90,100	§ 33③三口(3)	設置	90,100	§ 33③三口(3)
組立等	97,400	§ 33③三口(2)	組立等	97,400	§ 33③三口(2)
その他	78,600	§ 33③三口(4)	その他	78,600	§ 33③三口(4)
外銀外	78,100	§ 33③二口(6)	外銀外	78,100	§ 33③二口(6)
<オプション>	78,100	§ 33③二口(6)	<オプション>	78,100	§ 33③二口(6)
マイクロ	47,500	§ 33③二口(1)	マイクロ	47,500	§ 33③二口(1)
ナノ材料	47,500	§ 33③二口(2)	ナノ材料	47,500	§ 33③二口(2)
その他	47,500	§ 33③三口(3)	その他	47,500	§ 33③三口(3)
<実地調査費>	212,400	§ 33⑦二口(1)	<実地調査費>	178,500 + 外國旅費	§ 33⑦二口(1)
国内	178,500	§ 33⑦二口(1)	国内	212,400	§ 33⑦二口(1)
海外	178,500 + 外國旅費	§ 33⑦二口(1)	海外	178,500 + 外國旅費	§ 33⑦二口(1)
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
G C T P 調査 (承認審査・輸出用調査)			G C T P 調査 (承認審査・輸出用調査)		
<製造所>			<製造所>		
国内製造所	760,800	§ 35⑤一イ・⑥	国内製造所	760,800	§ 35⑤一イ・⑥
外國製造所	(960,200) (+外國旅費)	§ 17④二口(2)・⑤	外國製造所	(960,200) (+外國旅費)	§ 35⑤二口・⑦
<製造所 (包装等)>			<製造所 (包装等)>		
国内製造所	(65,600)	§ 17④ニイ・②	国内製造所	65,600	§ 35⑤ニイ・③
外國製造所	(87,200) (+外國旅費)	§ 17④二口・⑤	外國製造所	87,200 (+外國旅費)	§ 35⑤二口・⑦
<試験検査料>			<試験検査料>		
国内施設	(65,600)	§ 17⑤一イ・②	国内施設	65,600	§ 35⑤一イ・③
外國施設	(87,200) (+外國旅費)	§ 17⑤二口・⑤	外國施設	87,200 (+外國旅費)	§ 35⑤二口・⑦
G C T P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)			G C T P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)		
<製造所>			<製造所>		
国内製造所	448,500	§ 35⑤三イ(1)・②	国内製造所	448,500	§ 35⑤三イ(1)・②
国内製造所／品目追加	(31,400)	§ 17④ニイ・②	国内製造所／品目追加	31,400	§ 35⑤三イ(1)・③
外國製造所	(570,100) (+外國旅費)	§ 17④ニイ(2)・⑤	外國製造所	570,100 (+外國旅費)	§ 35⑤三イ(2)・⑦
外國製造所／品目追加	(31,400)	§ 17④ニイ(2)・⑤	外國製造所／品目追加	31,400	§ 35⑤三イ(2)・⑦
<製造所 (包装等)>			<製造所 (包装等)>		
国内製造所	(265,900)	§ 17④三ニ(1)・②	国内製造所	265,900	§ 35⑤三口(1)・③
国内施設／品目追加	(6,900)	§ 17④三ニ(1)・②	国内施設／品目追加	6,900	§ 35⑤三口(1)・③
外國製造所	(347,800) (+外國旅費)	§ 17④三ニ(2)・⑤	外國製造所	347,800 (+外國旅費)	§ 35⑤三口(2)・⑦
国内施設／品目追加	(6,900)	§ 17④三ニ(2)・⑤	国内施設／品目追加	6,900	§ 35⑤三口(2)・⑦
<試験検査料>			<試験検査料>		
国内施設	(265,900)	§ 17⑤ニイ・②	国内施設	265,900	§ 35⑤ニイ・③
国内施設／品目追加	(6,900)	§ 17⑤ニイ・②	国内施設／品目追加	6,900	§ 35⑤ニイ・③
外國施設	(347,800) (+外國旅費)	§ 17⑤ニロ・⑤	外國施設	347,800 (+外國旅費)	§ 35⑤ニロ・⑦
外國施設／品目追加	(6,900)	§ 17⑤ニロ・⑤	外國施設／品目追加	6,900	§ 35⑤ニロ・⑦
<医薬品>			<医薬品>		
再審査 (算定)			再審査 (算定)		
医薬品	806,600	§ 17③一イ	医薬品	806,600	§ 32③一
①・③の医薬品の規格違い等品目	271,500	§ 17③一ロ	①・③の医薬品の規格違い等品目	271,500	§ 32③二
再審査 (書面調査)			再審査 (書面調査)		
医薬品	2,750,100	§ 17③一イ	医薬品	2,750,100 (+外國旅費)	§ 32③一イ・①
①・③の医薬品の規格違い等品目	917,600	§ 17③一ロ	①・③の医薬品の規格違い等品目	917,600 (+外國旅費)	§ 32③一ロ・①
再審査 (G L P 調査)			再審査 (G L P 調査)		
国内施設	2,121,400	§ 17③二イ(1)	国内施設	2,121,400	§ 32③二イ(1)
外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 17③二イ(2)	外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 32③二イ(2)・①
再審査 (G P S P 調査)			再審査 (G P S P 調査)		
医薬品 (国内施設)	2,256,000	§ 17③二ロ(1)	医薬品 (国内施設)	2,256,000	§ 32③二ロ(1)
医薬品 (外國施設)	2,478,500 + 外國旅費	§ 17③二ロ(2)	医薬品 (外國施設)	2,478,500 + 外國旅費	§ 32③二ロ(2)・①
①・③の医薬品の規格違い等品目 (国内施設)	774,100	§ 17③二ロ(3)	①・③の医薬品の規格違い等品目 (国内施設)	774,100	§ 32③二ロ(3)
①・③の医薬品の規格違い等品目 (外國施設)	794,400 + 外國旅費	§ 17③二ロ(4)	①・③の医薬品の規格違い等品目 (外國施設)	794,400 + 外國旅費	§ 32③二ロ(4)・①
<医療機器・体外診断用医薬品>			<医療機器・体外診断用医薬品>		
使用成績評価 (算定)			使用成績評価 (算定)		
医療機器	502,600	§ 33③一イ	医療機器	502,600	§ 33③一イ
医療機器 (別名等)	35,600	§ 33③一ロ	医療機器 (別名等)	35,600	§ 33③一ロ
体外診断用医薬品	502,600	§ 33③二	体外診断用医薬品	502,600	§ 33③二
使用成績評価 (書面調査)			使用成績評価 (書面調査)		
医療機器	642,400	§ 33③一・①	医療機器	642,400	§ 33③一・①
体外診断用医薬品	642,400	§ 33③一・②	体外診断用医薬品	642,400	§ 33③一・②
使用成績評価 (G L P 調査)			使用成績評価 (G L P 調査)		
国内施設	2,121,400	§ 33③二イ(1)	国内施設	2,121,400	§ 33③二イ(1)
外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 33③二イ(2)・①	外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 33③二イ(2)・①
使用成績評価 (G P S P 調査)			使用成績評価 (G P S P 調査)		
医療機器 (国内施設)	628,200	§ 33③二ロ(1)	医療機器 (国内施設)	628,200	§ 33③二ロ(1)
医療機器 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33③二ロ(2)・①	医療機器 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33③二ロ(2)・①
①・③の医療機器の規格違い等品目 (国内施設)	628,200	§ 33③二ロ(3)	①・③の医療機器の規格違い等品目 (国内施設)	628,200	§ 33③二ロ(3)
①・③の医療機器の規格違い等品目 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33③二ロ(4)・①	①・③の医療機器の規格違い等品目 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33③二ロ(4)・①
<医療機器・体外診断用医薬品>			<医療機器・体外診断用医薬品>		
使用成績評価 (算定)			使用成績評価 (算定)		
医療機器	504,400	§ 35③	医療機器	504,400	§ 35③
医療機器 (別名等)	504,400	§ 35③	医療機器 (別名等)	504,400	§ 35③
体外診断用医薬品	504,400	§ 35③	体外診断用医薬品	504,400	§ 35③
再審査 (算定)			再審査 (算定)		
医療機器	642,400	§ 35③一・①	医療機器	642,400	§ 35③一・①
再審査 (G L P 調査)			再審査 (G L P 調査)		
国内施設	2,121,400	§ 35③二イ(1)	国内施設	2,121,400	§ 35③二イ(1)
外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 35③二イ(2)・①	外國施設	2,347,900 + 外國旅費	§ 35③二イ(2)・①
再審査 (G P S P 調査)			再審査 (G P S P 調査)		
医療機器 (国内施設)	628,200	§ 35③二ロ(1)	医療機器 (国内施設)	628,200	§ 35③二ロ(1)
医療機器 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 35③二ロ(2)・①	医療機器 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 35③二ロ(2)・①
①・③の医療機器の規格違い等品目 (国内施設)	628,200	§ 35③二ロ(3)	①・③の医療機器の規格違い等品目 (国内施設)	628,200	§ 35③二ロ(3)
①・③の医療機器の規格違い等品目 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 35③二ロ(4)・①	①・③の医療機器の規格違い等品目 (外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 35③二ロ(4)・①